

「長浜市指定地域密着型通所介護」利用契約書

「.....様」(以下、「利用者」と言います)と社会福祉法人尊徳会「デイサービス すずらん」(以下、「事業者」と言います)は、事業者が利用者に対して行なう長浜市指定地域密着型通所介護サービスについて、次の通り契約します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (指定地域密着型通所介護 計画書の作成及び変更)

1 事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合、その内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した地域密着型通所介護サービス計画書を作成します。

事業者はサービス計画書の作成に当たっては、その内容を利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

2 事業者は、サービス計画の実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

第4条 (提供するサービスの内容及びその変更)

1 事業者が、提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、及び利用料は、重要事項説明書のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容の変更を申し出る事ができ、この申し出があった場合、当該変更がケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 事業者は、利用者がサービスの変更を希望する場合は、速やかに居宅支援事業所や地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助を行います。

4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

1 利用者は、事業者からサービスの提供を受けた時は、重要事項説明書の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

2 利用料の請求や支払方法及びキャンセル料については、重要事項説明書のとおりです。

第6条（利用料金の変更）

1 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。

2 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第7条（事業者及びサービス従事者の義務）

1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員もしくは主治医等と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

4 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第8条（守秘義務）

1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。尚、この守

秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前2項に係らず、利用者又は利用者の家族等の個人情報について、サービス担当者会議並びに地位包括支援センター及び介護サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で用いることができるものとします。

4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第四章 利用者の義務

第9条（利用者の施設利用上の注意義務等）

1 利用者は、事業所の施設、設備をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第10条（利用者の禁止行為）

利用者は、事業所内で以下の各号に該当する行為をすることは許されません。

1 決められた場所以外での喫煙

2 サービス従事者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為（宗教活動 政治活動 営利活動 暴力行為 騒音行為 等）を行うこと

3 ペット及び刃物などの持ち込み

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第11条（損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償について責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第12条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第13条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては、所定のサービス利用料金の支払いの請求ができるものとします。

第六章 契約の終了

第14条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 1 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 2 事業者がやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 3 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 4 事業所が介護保険の指定に取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 5 第15条から第17条に基づき本契約が解約又は解除された場合
 - 6 利用者が死亡した場合
- 2 事業者は、前項第6号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第15条（利用者からの中途解約）

1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知するものとします。

2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 1 第6条第2項により本契約を解約する場合
- 2 利用者が入院した場合
- 3 利用者に係るケアプランが変更された場合

第16条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を存続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第17条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 第5条第1項から第2項に定めるサービス利用料金の支払が2カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第18条（精算）

第13条第1項、第14条第2号から第6号により本契約が終了した場合において、利用者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第9条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第19条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）

第15条から第17条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第七章 その他

第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令及び「社会福祉法人 尊徳会」の諸規定の定めるところ等に従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

第22条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、予め同意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

<事業者名> 社会福祉法人 尊徳会
滋賀県長浜市西浅井町大浦 1 7 8 8-3
理事長 榊原 尊 印

この契約に定めるサービスを提供する事業所について

<事業所名> デイサービス すずらん (滋賀県 2570301081 号)
滋賀県長浜市三ツ矢町 1 3-1 6

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印